

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【公開番号】特開2016-190023(P2016-190023A)

【公開日】平成28年11月10日(2016.11.10)

【年通号数】公開・登録公報2016-063

【出願番号】特願2016-40327(P2016-40327)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/16

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月23日(2019.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

円盤形状の光学部と、前記光学部の外周部分から外側に延びる第1支持部と、を備える眼内レンズを眼内に挿入する眼内レンズ挿入器具であって、

先端側に向かうにつれて通路面積が徐々に小さくなる通路と、

前記通路の軸方向に直交する方向であって、前記通路内に配置される前記眼内レンズの前記光学部の径方向に平行な方向について両側に形成される内壁面と、

前記眼内レンズを押し出す押出部材と、

前記通路内にて前記第1支持部が前記光学部よりも前記先端側に位置する状態で前記眼内レンズが前記押出部材により前記先端側に押し出され、前記第1支持部が折れ曲って前記第1支持部の先端部分が前記光学部の外周部分よりも内側に配置されたとき以降に、前記押出部材における前記眼内レンズとの接触部を前記内壁面に向けて進行させることにより、前記光学部の周方向についての前記眼内レンズの向きを制御するレンズ制御機構と、を有することを特徴とする眼内レンズ挿入器具。

【請求項2】

請求項1の眼内レンズ挿入器具において、

前記眼内レンズは、前記光学部の外周部分から外側に延びる第2支持部を備え、

前記第1支持部と前記第2支持部は、前記光学部の中心を基準として点対称の位置に形成され、

前記内壁面として第1内壁面と第2内壁面を備え、

前記第1支持部の根元部分は、前記通路の中心軸よりも前記第1内壁面側の位置に配置され、

前記第2支持部の根元部分は、前記通路の中心軸よりも前記第2内壁面側の位置に配置され、

前記レンズ制御機構は、前記押出部材における前記眼内レンズとの接触部を前記第1内壁面に向けて進行させること、

を特徴とする眼内レンズ挿入器具。

【請求項3】

請求項1または2の眼内レンズ挿入器具において、

前記通路の軸方向に直交する方向であって、前記通路内に配置される前記眼内レンズの

前記光学部の軸方向に平行な方向について両側に形成される第1軸方向面と第2軸方向面と、を有し、

前記レンズ制御機構は、前記通路内にて前記第1軸方向面側から前記第2軸方向面側に向かって突出すること、

を特徴とする眼内レンズ挿入器具。

【請求項4】

請求項3の眼内レンズ挿入器具において、

前記第1軸方向面に形成され、前記押出部材の押し出し方向を案内する案内部と、

前記案内部の壁面を構成する突起と、を有し、

前記レンズ制御機構は、前記突起の前記先端側の端部の位置にて、前記案内部側にせり出していること、

を特徴とする眼内レンズ挿入器具。

【請求項5】

請求項1または2の眼内レンズ挿入器具において、

前記押出部材における前記眼内レンズとの接触部は押出軸上を進行し、

前記レンズ制御機構は、前記通路の少なくとも一部を構成する偏向通路であり、

前記偏向通路の中心軸は、前記押出軸に対して、前記通路内に配置される前記眼内レンズの前記光学部の径方向側に傾斜すること、

を特徴とする眼内レンズ挿入器具。